

みつばち用医薬品は 使用基準を守り、正しく使いましょう



みつばち用医薬品は、使い方、使用量、使用禁止期間(休薬期間)などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

使用基準を守らないと...

出荷した蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。

**使用基準を守って使用すれば、食べても問題のないはちみつが
出荷**できます。

(例)使用禁止期間が「食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前14日間」である医薬品を9月25日から10月1日までの7日間使用した場合、出荷できるのは10月16日からとなります。



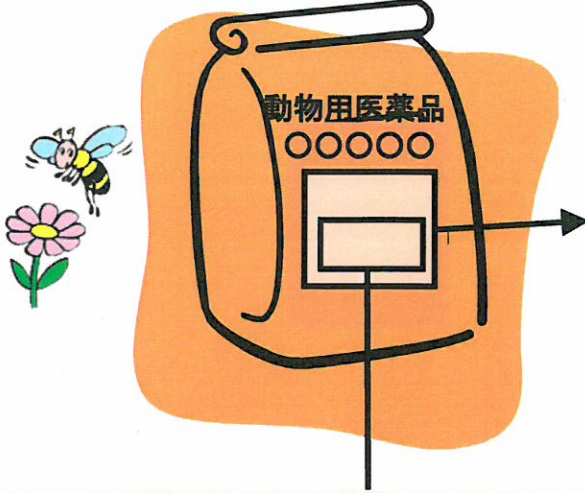
現在、みつばちに使用できる医薬品は以下の3製剤です。

薬剤名	使用期間	注意事項
みつばち用アピテン	7日間	投与期間や投与後14日間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。
日農アピスタン アピパール	6週間以内	投与期間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。

投与方法を守らなかった事例(損害は農家負担)

➤みつばち用アピテンを専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去できず、ミロサマイシンがはちみつに残留(3tを回収)。

使用基準の確認と使用の記録



使用基準は、囲み枠に記載
(裏面に記載の場合もあり)



<表示例>

動物用医薬品 〇〇〇〇〇(商品名)

効能・効果

みつばち: アメリカ腐蛆病の予防

用法・用量

**みつばちの育児箱1箱当たり、
本剤48gを専用飼料に均一に混
じ250gとしたものを育児箱内に
置き、7日間経口投与する。**

注意—使用基準の定めるところにより使用する
こと

注意:本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物(みつばち)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

**みつばち: 食用に供するはちみつ及びその他の生産物の
生産前14日間**

対象動物

使用禁止期間(休薬期間)

- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。
①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日
医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。
- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

お問合せは 西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎

TEL 0883-24-2029 まで